

様式第27号

保育業務従事期間証明書

社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会会長 様

西暦 年 月 日

【本人記入】

| | | |
|------|-----------------|------|
| ふりがな | | 貸付番号 |
| 氏名 | | |
| 住所 | 〒 _____ TEL () | |

----- 以下、保育所等記載 -----

【従事先記入】

| | |
|-----------------------------|---|
| 従事先施設名 | |
| 従事先施設所在地 | 〒 _____ TEL () |
| 従事施設 事業所種別 (裏面で確認してください) | ア イ-1 イ-2 ウ エ オ カ キ ク ケ コ |
| 従事職種 | 保育士 保育教諭 () |
| 雇用形態 | <input type="checkbox"/> 正規職員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 嘱託職員 <input type="checkbox"/> 臨時職員 <input type="checkbox"/> 契約職員 <input type="checkbox"/> 派遣職員 <input type="checkbox"/> パート職員 ★1週あたりの勤務時間 _____ 時間 <small>休憩時間を含まない雇用契約上の1週あたりの勤務時間をお書きください。</small> |
| 業務従事期間 (在籍期間) | 西暦 年 月 日 から 西暦 年 月 日 現在まで ※雇用開始日から記入日までの従事期間をご記入下さい。 ※産育休明けの方は産育休明けの日から記入日までの従事期間をご記入ください。 |
| 上記期間中の 休職期間および理由 | あり ・ なし ※ありの場合は休職期間と理由を記入してください 西暦 年 月 日 から 西暦 年 月 日 まで 理由【 産育休 ・ 疾病 ・ その他 () 】 ※休職期間は従事期間には算入されませんが、返還猶予期間とします。返還免除に必要な保育業務に従事していただく期間が延長されます。 |

上記のとおり、保育業務に従事した(実績)を証明します。

西暦 年 月 日

施設・法人名称 _____

代表者職名および氏名 _____ (印)

(公印・事業所印)

*裏面参照

(裏面)

～申込者が勤務する保育所等・事業所向け～ 保育業務従事期間証明書における注意事項

この保育業務従事期間証明書は、滋賀県社会福祉協議会 保育料の一部・就職準備金貸付申請における必要書類となっています。作成を依頼された保育所等のご担当者様におかれましては、下記にご注意いただき従事期間証明をお願いいたします。

- 「従事施設名称」「従事施設所在地」には、実際に勤務する保育所等についてお書きください。
本資金の貸付は、滋賀県内の保育所等に勤務する方が対象です。
- 「従事施設・事業所種別」は下表から該当するものを選び、その記号に○をつけてください。下表に記載のない保育所等での勤務は本事業の対象ではありません。
- 下記記載のイ-1・イ-2の「幼稚園」において、幼稚園教諭として勤務された場合は、本事業の対象ではありません。(保育士として勤務された場合は対象です)

- | | |
|-----|---|
| ア | 児童福祉法第7条に規定する保育所 |
| イー1 | 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設 |
| イー2 | 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち、ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設 |
| ウ | 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する「認定こども園」 |
| エ | 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うものおよび同条第2項の規定による認可を受けたもの |
| オ | 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの |
| カ | 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの |
| キ | 児童福祉法第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町が行うものおよび同条第2項の規定による認可を受けたもの |
| ク | 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設 |
| ケ | 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可または認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、地方公共団体における単独保育施策において保育を行っている施設 |
| コ | 企業主導型保育事業 |

- 「雇用形態」は、該当するものに☑をご記入ください。また、「正規職員以外」の場合、休憩時間を含まない雇用契約上の1週あたりの勤務時間をお書きください。
- 提出された証明書において不明な点があった場合、証明書作成者に問い合わせさせていただくことをあらかじめご了承ください。
- 記載にあたって不明な点があれば、滋賀県社会福祉協議会(電話:077-567-3958)までお問い合わせください。